



平成 25 年 10 月 18 日

各位

会 社 名 株式会社ジェイテクト  
代 表 者 名 取締役社長 安形 哲夫  
(コード番号 6473)  
問 合 せ 先 広 報 部 長 安藤 健二  
(電話番号 052-527-1915)

## オーストラリア競争法違反による制裁金支払について

当社の子会社である Koyo Australia Pty. Ltd. は、平成 25 年 10 月 18 日（オーストラリア時間）、過去のアフターマーケット向けベアリングの取引に係るオーストラリア競争・消費者法違反に関し、同国連邦裁判所において 2 百万オーストラリアドル（約 188 百万円）の制裁金支払を命じられました。

当社及び Koyo Australia Pty. Ltd. は、オーストラリア競争・消費者委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、このほど同委員会と和解契約を締結し、Koyo Australia Pty. Ltd. は、上記裁判所に承認された上記金額の制裁金の支払いに合意しました。

株主様、お取引様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。当社は、今後とも、再発防止に向けたコンプライアンス徹底の取組みを継続し、信頼回復に向け一層の努力をしてまいります。

なお、本件に伴う当社業績への影響は軽微であります。

以上